

福岡市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市（以下「市」という。）が実施するインターンシップに関し、必要な事項を定める。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、学生に対して市における就業体験の機会を設けることにより、学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 対象者は、市と協定を締結した大学及び高等学校等（以下「教育機関」という。）に属する学生とする。

(受入手続き)

第4条 教育機関は、その教育の一環として市におけるインターンシップを希望するとき、市が指定する方法により必要書類を提出するものとする。

2 市は、インターンシップの申込みがあったときは、受入れの可否を教育機関に通知する。

(内容等)

第5条 インターンシップが決定した学生（以下「研修生」という。）、研修期間及び受入れ担当所属は、市と教育機関が協議してその都度別に定める。

2 研修生の研修内容は、市の業務に関するものとする。

3 研修生の研修時間は、原則として、受入れ担当所属における勤務時間に準ずるものとする。

(経費)

第6条 研修生の受入れに要する経費は無償とする。

2 市は、研修生に対して、賃金、交通費その他の費用を支給しない。

(研修生の身分)

第7条 研修生は、教育機関の学生としての身分を保有したまま受け入れるものとする。

(研修生の義務)

第8条 研修生は、関係法令を遵守し、研修実施に必要な市の指示に従わなければならない。

2 研修生は、研修時間中、研修に専念しなければならない。

- 3 研修生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 研修生は、研修上知り得た秘密を漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。
- 5 研修生は、研修時間中、市から貸与された名札を着用し、また、市民に不快な感じを与えることのない服装で研修を受けなければならない。

(研修中における事故責任等)

第9条 教育機関及び研修生は、研修期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

- 2 研修生が前条に違反したこと等により、市に損害を生じさせたときは、教育機関は研修生と連帯し、賠償する責任を負うものとする。
- 3 研修生の市における研修時間中及び研修先と自宅との往復行為の途上における災害、事故等によって生じた災害補償等について、市はその責任を負わない。

(研修生の提出書類)

第10条 研修生は、前2条の規定を遵守することを誓約するため、市が指定する誓約書を研修の前までに提出しなければならない。

(研修の中止)

第11条 市は、研修生が前3条の規定に違反する行為を行ったときは、研修生の研修を中止することができる。この場合、市は教育機関にその旨通知するものとする。

(重要事項の通知)

第12条 教育機関は、研修生に関する身分、その他重要な事項について変更があった場合、速やかに市に通知するものとする。

(履修の確認)

第13条 研修に伴う単位の履修及び実績確認等に必要な市の所見・押印等の確認行為は、受入れ担当所属の所属長が当該教育機関所定の要領で行うものとする。

(その他別に定める事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。